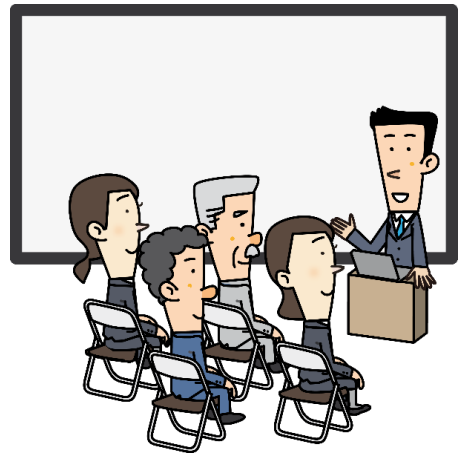
厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare



職場の安全はリスクセスメントから（中級講習）

～リスクアセスメントの課題と今後～

神奈川労働局労働基準部安全課
三船　尚樹

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 労働災害とリスクアセスメント
2. 安全とリスクアセスメント
3. リスクアセスメントの課題と今後

1. 労働災害とリスクアセスメント
2. 安全とリスクアセスメント
3. リスクアセスメントの課題と今後

最近の死亡災害から

災害概要【はさまれ・巻き込まれ　20歳代】

　製造ラインにおいて、原料を充てんした後に、原料を固める機械がエラーで停止し、被災者はその調整の作業を行っていた。

　その機械が何らかの原因で動き出し、機械のフレームと機械の壁との間に頭部がはさまれ死亡したもの。

災害発生原因

・扉が開いた状態で機械が動く安全装置であった。
・調整作業の際、機械の運転を停止していなかった。
・調整作業について作業手順書がなかった。
・調整作業についてリスクアセスメントが未実施。

再発防止対策

・扉が開いた状態の際に機械が停止する安全装置とする。
・調整作業の際は、機械の運転を停止する。
・調整作業について作業手順書を作成する。
・調整作業を含め当該機械について、リスクアセスメントの実施する。



最近の労働災害から

想定外を想定内にすること

すべての作業とその作業での
リスクを把握すること

リスクアセスメントを実施すること

1．労働災害とリスクアセスメント

平成15年と令和７年に発生した製造業の災害を比較（神奈川局内）

	死亡災害	休業4日以上の死傷災害
平成15年	16	1,468
令和7年	5	984

約30%減少

約30%減少

1．労働災害とリスクアセスメント

平成15年と令和７年に発生した製造業の災害を比較（神奈川局内）

リスクアセスメントが努力義務化になる前と比較し、死亡災害、休業４日以上の労働災害ともに減少している。

→**効果はある**と考えられる。

1．労働災害とリスクアセスメント

令和２年から６年に発生した製造業の死亡災害を調査（神奈川局内）

<table>
<tr><td colspan="3">製造業の死亡労働災害　計25件
うち新型コロナウイルスと交通労働災害等を除くと　計19件</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業場のリスクアセスメント
実施有
8件（42%）</td><td rowspan="2">事業場のリスクアセスメント　未実施
11件（58%）</td></tr>
<tr><td>当該作業の
RA実施有
1件</td><td>当該作業の
RA未実施
7件</td></tr>
<tr><td>非定常作業1</td><td>定常3　非定常4</td><td>定常8　非定常3</td></tr>
</table>

非定常作業の洗い出しができていない！

ちなみに・・・。

非定常作業とは何か（中災防のホームページ）

1．保全・保守作業
2．トラブル対処作業
3．移行作業
4．試行作業
5．休止後の稼働作業



1．労働災害とリスクアセスメント

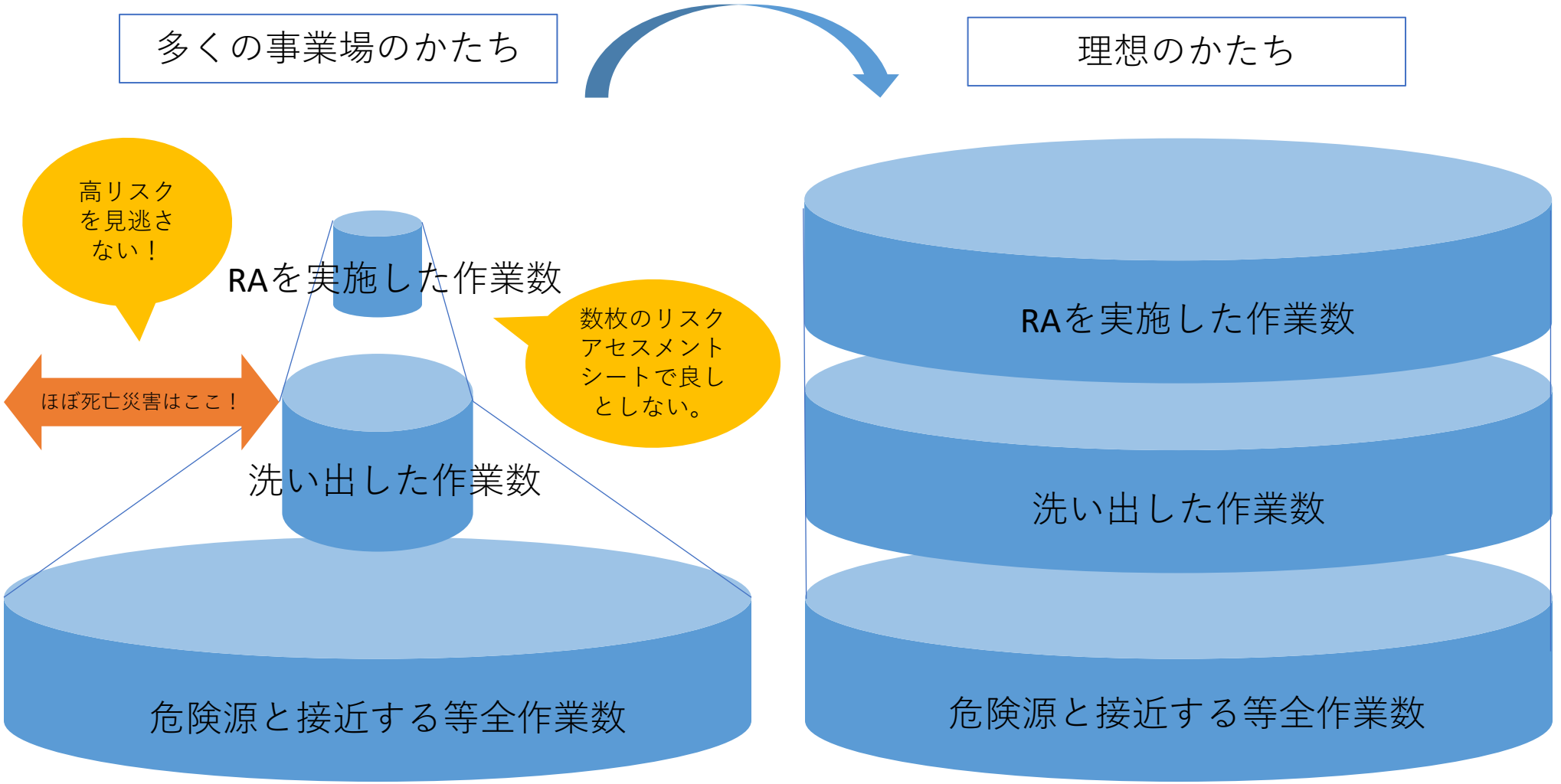
令和２年から６年に発生した製造業の死亡災害を調査（神奈川局内）

死亡災害が発生した会社の

- 約６割はリスクアセスメントを実施していない。
 →まず、始めることが重要。👉初級講習
- 約４割はリスクアセスメントを実施していたが、その多くが、死亡災害が発生した作業にリスクアセスメントを実施していなかった。
 →非定常作業などの作業の洗出しが不十分。👉中級講習

1．労働災害とリスクアセスメント

リスクアセスメントを実施している事業場の多くは・・・・



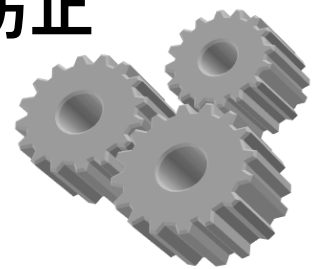
令和６年に当局管内で発生した全業種の死亡災害発生状況

死亡労働災害28件　（令和6年。交通災害などを除く）

安衛法違反　有	安衛法違反　無
12件（43%）	16件（57%）

法遵守の徹底による労働災害防止

リスクアセスメントの実施による自律的労働災害防止



1. 労働災害とリスクアセスメント
2. 安全とリスクアセスメント
3. リスクアセスメントの課題と今後

安全とは

- 許容されないリスクから解放されていること
 （ISO/IEC GUIDE 51）安全規格を策定する際の基準となるガイドライン
 →許容されるリスクまで下げること。

- 安らかで危険のないこと。平穏無事。物事が損傷したり、危害を受けたりするおそれのないこと。（広辞苑）

リスクとは

- リスク
 ○危害の発生確率およびその危害の程度の組み合わせ（ISO/IEC GUIDE 51）
 ○危険性又は有害性により労働者に生ずるおそれのある労働災害の重篤度及び発生する可能性の度合

（リスクアセスメント指針）
※「危険性又は有害性等の調査等」をリスクアセスメントとしている。

リスクとは

- リスク

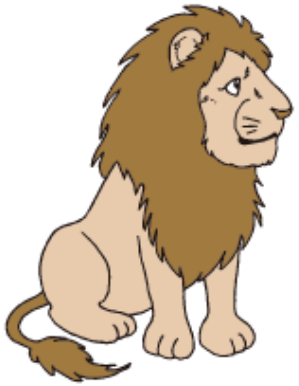
		労働災害の重篤度			
		致命傷	重傷	軽傷	軽微
可能性	ほぼ確実	Ⅳ	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ
	可能性高	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
	可能性低	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ

Ⅳ	耐えられないリスク	Ⅲ	大きなリスク
Ⅱ	中程度のリスク	Ⅰ	些細なリスク

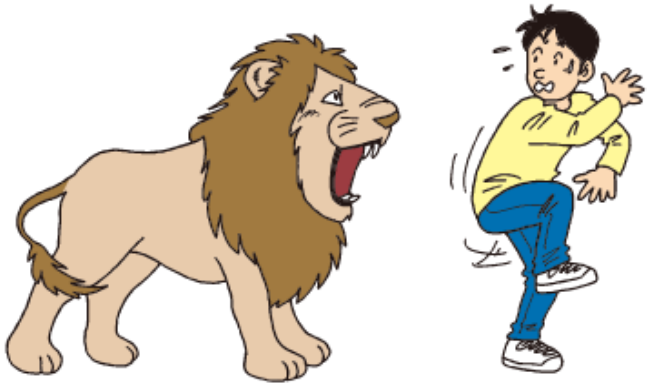
許容される
リスク

リスクとハザード

- ハザード（危険源）
 ○労働者に負傷・疾病を生じさせる潜在的な根源（指針）
- ハザードとリスク（危険性）



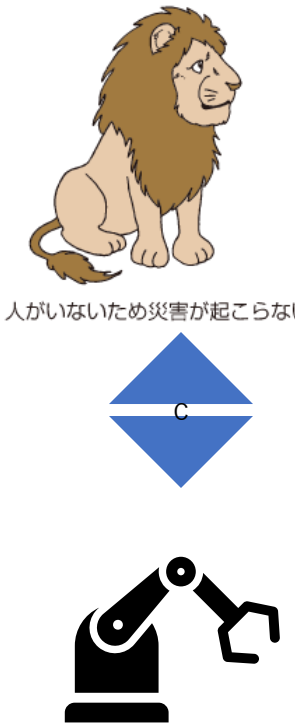
人がいないため災害が起こらない



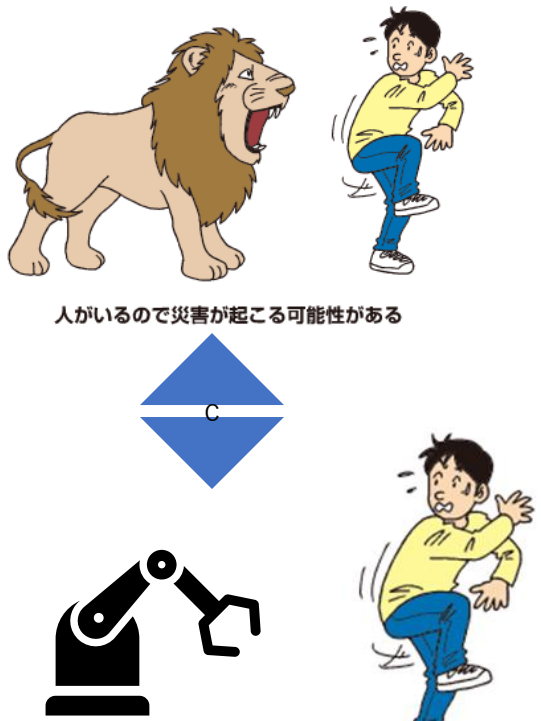
人がいるので災害が起こる可能性がある

リスク（危険性）とハザード

ハザード



リスク

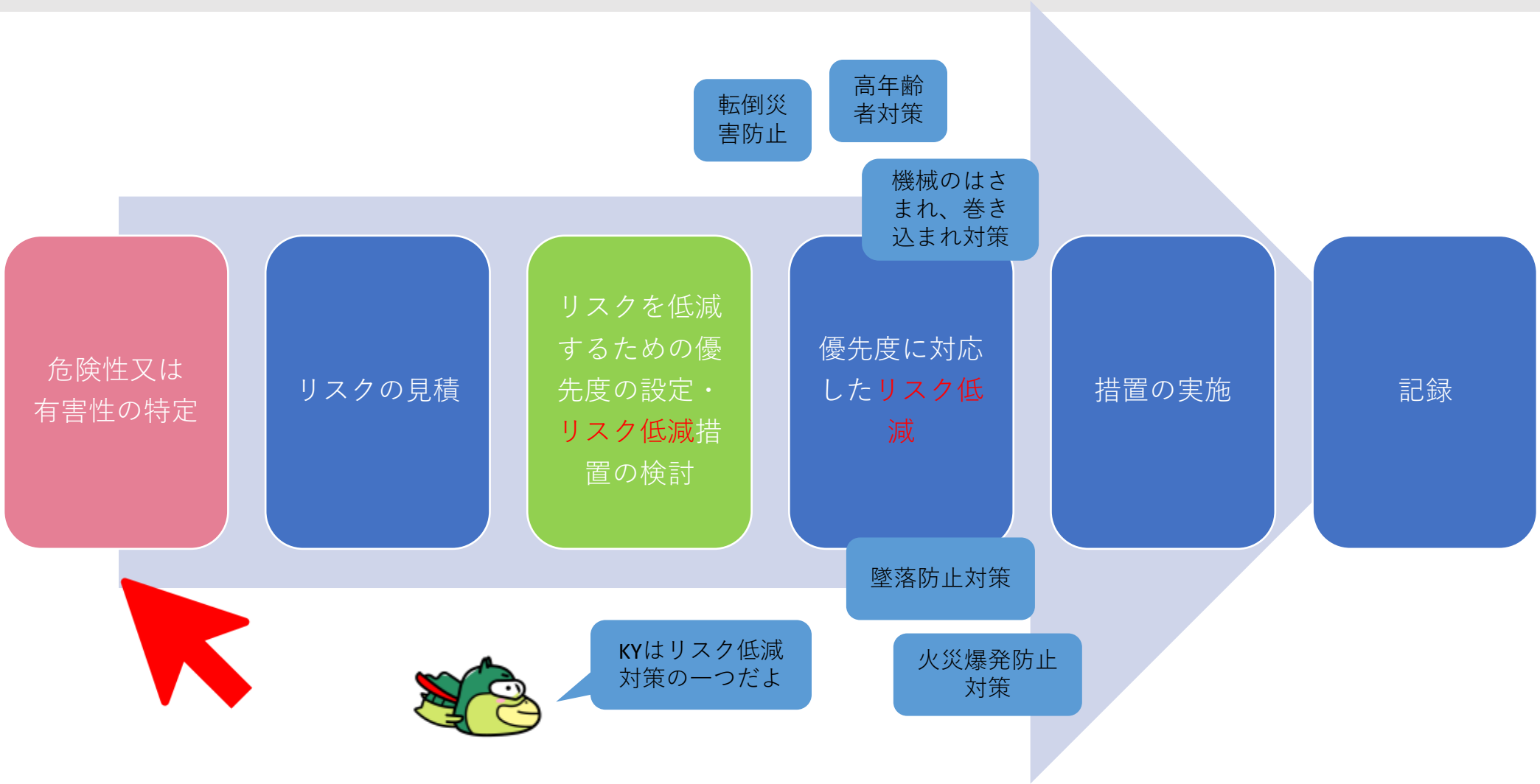


ＫＹとリスクアセスメントの違い

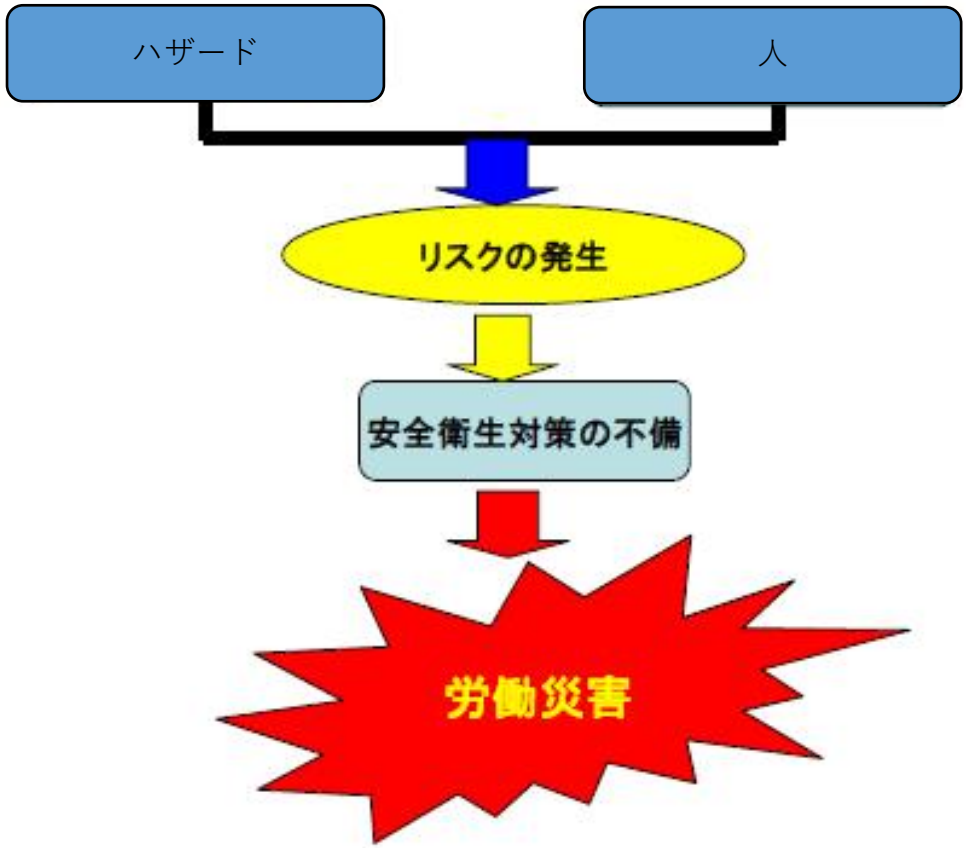
ＫＹは、事前に危険だと思ったところを挙げて、潜在的に危険を察知する教育手法。主観的。

ＲＡは、すべての作業を定量的に評価し、安全対策まで行う手法。客観的。

リスクアセスメントのフロー



リスクと労働災害



人とハザードが
接近する作業、関わる作業を洗い出し、リスクアセスメントを実施するよ。



1. 労働災害とリスクアセスメント
2. 安全とリスクアセスメント
3. リスクアセスメントの課題と今後

3.リスクアセスメントの課題と今後

1. リスクアセスメントは死亡災害及び休業災害に（非常に）有効。
 →更なるリスクアセスメントの普及促進。

2. 死亡災害が発生した事業場において、当該作業に関するリスクアセスメントを実施していない事業場が多数。

 →リスクを意識すらされていないことが問題。
 →リスクアセスメントを適正に実施することが重要。

3.リスクアセスメントの課題と今後

3. 非定常作業で発生した死亡災害において、リスクアセスメントが未実施である事業場が多数。
→非定常作業を含めすべての作業で洗い出しが必要

4. リスクアセスメントを実施してできていても、労働者が誤った行動をすれば、死亡災害になる。
→安全を考えているというよりも法令違反かどうかを考えている。
→保護具や教育にたよる対策は限界がある。

3.リスクアセスメントの課題と今後

5. リスクアセスメントシートがある程度できていれば、できていると勘違いしてしまう。

→リスクアセスメントシートを作成することが目的となっている。

最後に

キヤノンさんの講義で特に注目してほしいところ

○リスクアセスメントの考え方

・管理職の役割、作業者の関与のさせ方等

⇒対策を講じるだけでなく、情報を知ることが成果

⇒管理が可能となり、安全衛生活動に活かせる

○リスクアセスメントの取組み

・危険源の特定の仕方、危険源確認リストの活用

・リスク評価目安表を活用し評価のばらつきを抑制